

住民税均等割のみ課税世帯および 住民税が非課税の子育て世帯の皆様へ

低所得者支援臨時給付金のご案内

- 物価高騰による負担の軽減を図るため、令和5年度の住民税均等割のみ課税の世帯に1世帯あたり10万円の給付金が支給されます。
- 令和5年度の住民税が非課税の世帯と均等割のみ課税の世帯で18歳以下の児童がいる場合は、給付金に児童1人当たり5万円加算されます。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

1. 支給対象者と支給額

令和5年12月1日時点で草津市に住民登録があり、
世帯全員の令和5年度住民税が、次のA、Bいずれかに該当する世帯
※世帯全員が、住民税均等割が課税されている他の親族に扶養されている場合は該当しません。

A

「住民税が非課税」の世帯

※支給対象者には令和6年3月29日(金)
に発送済み

B

「均等割のみ課税」の世帯
または
「均等割のみ課税の方と非課税」
で構成される世帯
1世帯あたり10万円



C

世帯で扶養されている18歳以下の児童1人あたり5万円
(平成17年4月2日生まれ以降の児童)
※それぞれ別に通知が届きます。

2. 手続きの流れ

令和5年12月1日時点で草津市に
住民登録があり、支給対象の場合



支給対象の方には**確認書**または
申請書を郵送しています。

内容をご確認のうえ返送ください。
期限: 令和6年8月30日(金)(必着)

- ①令和5年12月2日以降に生まれた児童がいる場合
- ②別世帯の児童を扶養している場合
- ③未申告の方がいる場合など

申請が必要となりますので、
市窓口で申請いただきますようお願いいたします。

期限: 令和6年8月30日(金)(必着)

支給手続きや支給時期の詳細は裏面をご確認ください

3. 給付金の支給手続き

I. 令和5年度住民税が非課税の世帯

- 令和6年3月29日(金)に「支給のお知らせ」を送付しています。ご確認ください。

II. 令和5年度住民税が均等割のみ課税の世帯 [期限:令和6年8月30日(金)]

令和5年12月1日時点で草津市に住民登録があり、対象と思われる世帯

- 草津市から「確認書」または「申請書」が届きます。
- 「確認書」または「申請書」が届いた世帯は、必要事項をご記入いただき、添付書類が必要となる方は一緒に草津市人とくらしのサポートセンターに返送してください。

令和5年12月2日以降に生まれた児童がいる場合、別世帯の児童を扶養している場合、世帯に未申告の方がいる場合など

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに、下記窓口へ直接または郵送でご提出ください。
- 扶養している児童が他市にいる場合などは、下記窓口へご相談ください。

III. 給付金の支給時期

- 確認書(または申請書)を受理した日から約2週間から3週間後が目安です。ただし、申請件数や審査状況によっては、さらに時間を要する場合があります。



「低所得者支援臨時給付金」の

“振り込め詐欺”や“個人情報”の詐取にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省(の職員)などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署、または警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

草津市健康福祉部人とくらしのサポートセンター
「低所得者支援臨時給付金」窓口(本庁舎2階)

077-561-0189

(受付時間:平日8:30~17:15)